令和8年度大分県公立学校教員採用選考試験合格者選考基準

令和8年度大分県公立学校教員採用選考試験実施要項に定めるもののほか、合格者の選 考に必要な基準は、次のとおりとする。

第1次試験

1 選考対象となる者

選考対象となる者は、当該試験区分、教科・科目のすべての試験を受験した者に限る。

2 第1次試験の合格者の決定

各試験区分、教科・科目ごとに、第1次試験の成績上位から合格者を決定する。 ただし、

- (1) 合格ラインの範囲内であっても、成績が著しく低い場合は合格者としない。
- (2) 合格ラインに同点者がいる場合は、同点者すべてを合格者とする。

※特別選考(Ⅱ)における成績が著しく低い場合

小論文の4つの観点【いじめの積極的な認知の重要性について、理解しているかを確かめる】【いじめの積極的な認知を進める際の、社会人経験を踏まえた教育的実践力を確かめる】【いじめの未然防止に向けた、教職員としての指導力を確かめる】【記述】の評価において、「E(20%以下)の評価が1つでもある」場合又は「D(20%超40%以下)の評価が2つ以上ある」場合

※大学3年生の合格ラインについて

各試験区分における他の一般選考受験者の合格ライン以上の成績の者を合格者とする。ただし、他の一般選考第1次試験合格者数が、採用予定者数の1.5倍の数(小数点以下は切り上げ)に満たない場合は、成績が著しく低い場合に該当しない者を合格者とする。

第2次試験

1 選考対象となる者

選考対象となる者は、当該試験区分、教科・科目のすべての試験を受験した者に限る。

2 第2次試験の合格者の決定

- 【一般選考、特別選考(Ⅰ)、特別選考(Ⅱ)、特別選考(V)、特別選考(VI)】 各試験区分、教科・科目ごとに、第2次試験の成績上位から合格者を決定する。 ただし、
- (1) 採用予定者数内であっても、第2次試験の成績が著しく低い場合(得点率40%

以下)は、合格者としない。

- (2) 合格ラインに同点者がいる場合は、次の基準により合格者を決定する。
 - ① 模擬授業(場面指導)、面接 I 及び実技試験(実施する試験区分のみ)の成績が高い者
 - ② ①が同点の場合は、模擬授業(場面指導)のみの成績が高い者
- (3)特別選考(Ⅱ)(社会人特別選考)及び特別選考(V)(元県内正規教諭特別選考)の合格者は、上記(1)及び(2)に加えて、第2次試験の総合成績が、志望する試験区分、教科・科目等の一般選考における採用予定者数の2倍の順位の受験者以上である者に限る。

ただし、志望する試験区分、教科・科目の一般選考の第2次試験受験者数(欠席者を除く)が当該一般選考の採用予定者数の2倍に満たない場合及び採用予定者数の2倍の順位の受験者の総合成績が得点率40%(550点満点中の220点)以下の場合は、この基準を適用しない。

(4)特別選考(VI)(教職大学院修了(予定)者特別選考)の合格者は、上記(1)及び(2)に加えて、第2次試験の総合成績が、志望する試験区分、教科・科目等の一般選考における合格者でない者の最高点以上である者に限る。

ただし、志望する試験区分、教科・科目の一般選考の第2次試験受験者数が当該 一般選考の採用予定者数に満たない場合及び合格者でない者が欠席者のみの場合 は、この基準を適用しない。

【特別選考(Ⅲ)】

スペシャリスト特別選考について、2次試験の成績上位から、採用予定者数により合格者を決定する。

ただし、卓越した指導者の秀でた実績や優れた知識・技能を競技力向上にいかすこと を目的とした特別選考であることを鑑み、

- (1) 採用予定者数内であっても、第2次試験のプレゼンテーションの成績のうち、スポーツの指導者としての実績に対する評価が一定基準(得点率80%)に達していない場合は合格者としない。
- (2) 採用予定者数内であっても、第2次試験の成績が一定基準(得点率70%)に達していない場合は合格者としない。
- (3) 合格ラインに同点者がいる場合は、第2次試験のプレゼンテーションの成績により合格者を決定する。さらに同点の場合は、第2次試験のプレゼンテーションの成績のうち、スポーツの指導者としての実績に対する評価により決定する。

【特別選考(IV)】

他県教諭特別選考について、校種ごとに第2次試験の成績上位から、採用予定者数により合格者を決定する。

ただし、

- (1) 採用予定者数内であっても、第2次試験の成績が著しく低い場合(得点率40%以下) は合格者としない。
- (2) 合格ラインに同点者がいる場合は、同点者すべてを合格者とする。

(3) (2) の場合を除き、中学校、高等学校については、合格者を各教科・科目ごとに最大2人とする。

3 補欠合格者の決定

一般選考、特別選考(I)、(II)、(V)、(VI)の不合格者のうち、欠席者でなく、成績が著しく低い場合に該当しない者から補欠合格者を選考する。補欠合格者は、試験区分教科・科目等ごとに選考区分に関係なく総合成績の高い順に(同点の場合は2(2)の基準により)順位を付け、上位の者から補欠合格者名簿に登載する。登載人数は最大10人(小学校のみ30人)までとする。ただし、一般選考における採用予定者数が4人以下の試験区分教科・科目等については、採用予定者数の2倍までとする。